

平成 29 年 12 月 5 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

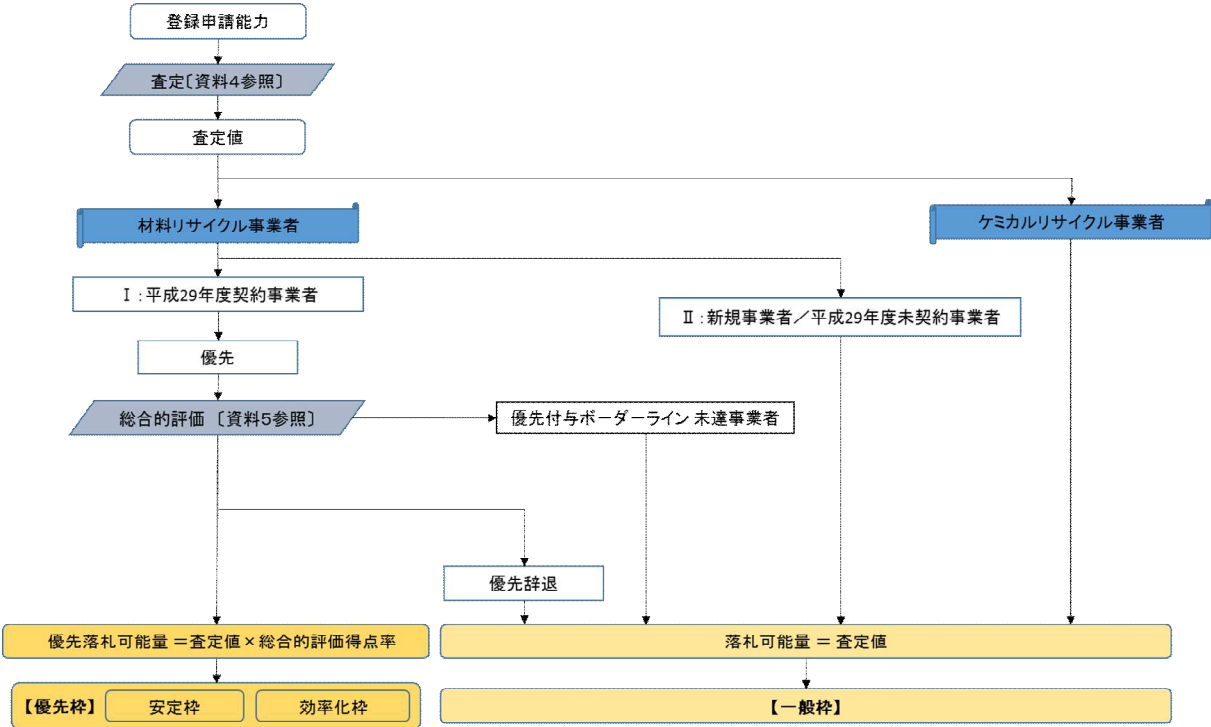
入札に関する重要事項について (プラスチック製容器包装)

1. 昨年度からの変更点

(1) 平成 30 年度入札制度 (入札制度の全体概要参照)

- ① 材料リサイクル事業者の優先基準の廃止
昨年度まで実施していた優先基準を廃止した。
- ② 優先付与ボーダーラインの設定 ・・・ 資料 5
優先付与に関し、総合的評価の結果に基づくボーダーラインを設定した。
ボーダーライン未達事業者は、優先枠の入札ができない。その概要を以下に示す。

平成 30 年度プラスチック製容器包装入札制度の全体概要



(2) 入札手続き

- ・ 電子入札委任状の取得方法 ・・・ 資料 7
オンラインシステム (REINS) で運搬事業者の登録を行い、登録した内容にて委任状を印刷し、運搬事業者の捺印を取得後、協会へ郵送 (～入札期限) する方法になった。

(3) 再商品化実施契約書 . . . 資料 11

見直しを行い、下記項目の修正を行った。内容を再度確認し入札のこと。

- ・(引取業務) 第 8 条 1
: 使用する各種消耗品の無償提供禁止を追記。
- ・(引取業務) 第 8 条 2
: 誤引取防止規定を追記。
- ・(分別収集品の品質改善) 第 1 1 条 4
: 協会が再生処理事業者に対して特別調査を命じることができる旨を追記。
- ・(自社利用) 第 1 6 条 7
: 自社利用を行う場合、密接な関係を有する会社〔特定再商品化製品利用事業者の要件に該当〕に対して再商品化製品利用製品の販売を行う場合、もしくは使用又は利用を加える場合にも第 1 6 条の全ての定めが適用される旨を追加。

(4) 再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程 . . . 資料 12

大幅な変更は無いが、内容を再度確認すること。

2. 市町村・保管施設関係の情報提供

(1) 市町村申込量

昨年度までは 1 0 0 0 k g 単位での申込としていたが、平成 30 年度申込リストからは 1 0 k g 単位に変更している。

(2) 引き渡し契約量と実績の乖離の低減

市町村からの引渡し契約量と実績との乖離を低減させるため以下の取り組みを昨年度に引き続き実施した。

市町村からの引渡し契約量と実績との乖離に関し、市町村説明会で契約数量の±10%以内に収めるよう案内するとともに、REINS に当年度実績見込みと契約量との乖離が出る市町村への注意メッセージを発信している。

(3) ベール品質調査結果

平成 29 年度ベール品質調査結果を 12 月中旬に協会ホームページに掲載。

以上